

研究ノート

新たな資料編成・記述方法の導入を目指して 第2部：シリーズ・システムにおける「function」概念の整理

千代田 裕 子

1 はじめに

本稿第1部で森本祥子が示しているとおり、東京大学文書館（以下、当館とよぶ）では現在、シリーズ・システムの導入に向けてオーストラリア国立公文書館（以下、NAA とよぶ）が公開している「The Commonwealth Record Series (CRS) Manual」¹（以下、CRS マニュアルとよぶ）の読解を進めている。CRS マニュアルは、連邦記録に関する記述情報を作成する際にNAAの職員が参照する一連の手順書であり、シリーズ・システムを用いた資料編成の基本マニュアルといえる。

1960年代初頭からオーストラリアで用いられてきたアーカイブ管理システムである「The Commonwealth Record Series (CRS) System」(以下、CRS システムとよぶ)では、記録の出所・作成者情報を記述する「コンテキスト要素 (organisation / agencies / persons)」と、記録そのものの情報を記述する「レコード要素 (series / items)」の2つを分離し、それぞれの記述要素をリンクさせることで記録が作成された背景を表現するという特徴をもつ。コンテキスト要素の記述項目には、組織歴や根拠法令、所在地などに並んで、「function (機能)」という項目が設けられている。当館でCRS マニュアルの読解を行う際に、職員間でも「function (機能)」の用語解釈がわかれ、さらに日本語訳として使われている「機能」という用語は「function」の概念を適切に表現できているのだろうかという疑問を抱いた。そこで、本稿においては「function = 機能」という観念から離れるため、以降「function」に統一して表記する。

CRS システムに話をもどすと、組織改編が行われても、function は後継機関へ受け継がれるため、組織同士あるいは組織と記録の関連性を明らかにする上で設定が必要な項目である。しかし、組織歴や根拠法令など具体的な項目と異なり、function はどのような定義をもって記述を行えばよいのだろうか。シリーズ・システムの導入にむけて、function 概念の理解と定義が必須と感じたため、筆者は客観的なfunctionの定義設定を目標に据え、その概念整理に着手した。

本稿では、まず先行研究によるfunction概念を振り返り、シリーズ・システムの考案者であるピーター・スコットによるfunction記述について触れ、最後にCRSシステムを用いたfunction検索の事例を紹介する。

2 「function」とはなにか—先行研究の整理

シェレンバーグは「function」という用語を「その機関が設立された広範な目的を達成するため、機関に与えられた責務」と定義し、「通常こうしたfunctionは、組織を設立する法律ま

たは指令により定義される」としている²。ここで定義された function は、当該機関の上位組織に与えられた「ミッション」（使命）が包含されており、高次的で広範な印象をうける。次に紹介する、Library and Archives Canada（以下、カナダ国立図書館・文書館という³）による用語の整理はシェレンバーグの定義よりも細分化している⁴。

1. function とは、法律、政策または権限によって、組織のアカウントビリティ・アジェンダに割り当てられた高次の目的、責任、任務または事業。
2. function とは、一般的には、政策立案や計画、（および / または）物資・役務の提供における管理上、運用上の役割。
3. function とは、所定の順序に従って実施された場合、提供を委任された物資や役務について期待される結果を生み出すことになる一連の活動（大まかに言えば、ビジネスプロセス）。

シェレンバーグの定義する function に対して、カナダ国立図書館・文書館で使用されている function という用語は「任務」「役割」「活動」など、与えられたミッションを達成するためのプロセスや活動までカバーしている。シェレンバーグの定義を、たとえば“戦略”のように広範なものと仮定するならば、こちらは目的達成に向けたより具体的な方法—“戦術”レベルまでカバーしているように感じる。

一方で、フィオレラ・フォスカリーニによる「function という用語がアーカイブズや記録管理の文献で広く使用されているにもかかわらず、組織の function や構造を分析するための標準化された方法論が存在しないようである」といった指摘もみられる⁵。

以上のように「function」の概念はそもそも抽象的であるうえに、日本では「機能」という訳語があてられているため、その理解はより困難になっている。実務者（文書作成者）を含む利用者にもわかりやすく、アーキビストも記述の際に迷わずにすむ function の定義設定のためにもより一層の事例研究が必要であると考ええる。

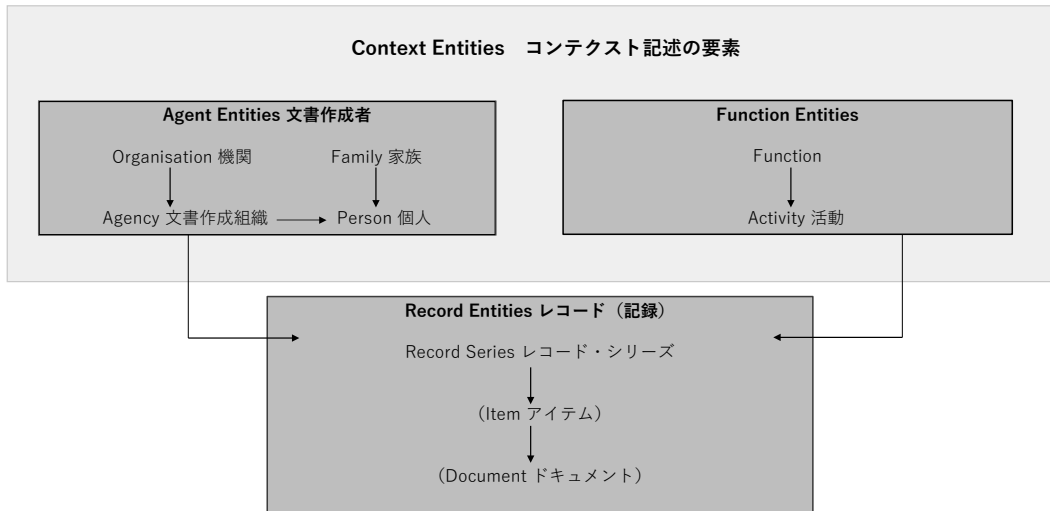
なお、組織体系をとらない個人文書の編成における「機能」について、加藤聖文は「機能＝社会的役割および個人的行為とおきかえて、それらをシリーズとすれば、文書群全体の階層性を反映した編成はそれほど困難なことにはならない」としていることを付しておく⁶。

3 シリーズ・システムのコンテキスト記述概要と function 記述の事例

3.1 シリーズ・システムにおけるコンテキスト記述の概要

ここで、一般的なシリーズ・システムにおける記録のコンテキスト情報の記述要素とそれらの関連性を改めてみていきたい。オーストラリアの総合的なアーカイブズ管理について記されたマニュアル『Keeping Archives』（第3版）より紹介する。

図1にあるとおり、シリーズ・システムにおいては文書作成者であるエージェンシー（機関、組織、家族、個人）および function（function、活動）というコンテキスト記述と、コンテンツ（レコード・シリーズ、アイテム、ドキュメント）の記述を個々に独立したものとして作成し、必要に応じて両者をリンクさせる。このリンク（関連性）を保つことで、エージェン



出典：J. Bettington, K. Eberhard, R. Loo, C. Smith(2008), *Keeping Archives 3rd Edition*, Australian Society of Archivists Inc, p.267.

図1. Context entities and their relationship コンテキストの記述要素とそれぞれの関連性

シーに統廃合などの変更がおきたとしても記録の秩序を維持できる。すなわち流動性の高い組織のアーカイブズ管理にも対応可能という利点が、シリーズ・システムの特徴である。

3.2 ピーター・スコットによる function 記述の事例

次に、シリーズ・システムの考案者であるピーター・スコットが「function」の概念をどのように考えていたのか、彼の論文を基に整理していく⁷。スコットは、オーストラリア連邦政府の行政改革のテンポの速さと行政の変更（行政機関の新設・廃止、機関間の所管事項の移転など）が政府部門の記録に与える影響について分析し、変化が恒常的な環境において対応可能なアーカイブズ管理の手法として、シリーズ・システムを考案した。

スコットは「アーカイブズに含まれるエビデンスと情報を完全かつ適切に理解するためには、アーカイブズとアーカイブズ本来の歴史的コンテキストとの関連性を維持することが不可欠である」と考え⁸、行政上の変更にシリーズ・シリーズを対応させるため、以下5点の「行政変更の記録」アプローチを採用して備えた。

1. 行政組織歴の収集
2. 行政編成令の収集・整理
3. エージェンシー・インベントリ（エージェンシーの変遷一覧）の作成
4. エージェンシー情報の登録
5. エージェンシー分析チャートの作成

この中から筆者は「function」概念の理解のため、3点目の「エージェンシー・インベントリ（エージェンシーの変遷一覧）の作成」に注目した。エージェンシーは文書作成者をあ

らわすため、行政階層のどのレベルにあってもかまわない—たとえば、連邦政府の省庁も外局も、省庁の地域事務所もエージェンシーになりうる。それらのエージェンシーは、前身組織・後継組織というように通時的に、あるいは「連邦首相府は、首相によって所管されており、連邦公文書館を所管する」というように構造的にも互いに関連している⁹。こうした関連性を整理し一覧化したものがエージェンシー・インベントリであり、スコットは、特にリファレンスのニーズを満たすものとして、連邦政府の特定のfunctionに従って整理したエージェンシーのリストを作成することが重要だとしている¹⁰。functionに従って整理するとは、ある省庁に関連しているすべてのエージェンシーをリストアップし、ある省庁から別の省庁へのfunctionの移転や、省庁の廃止を含む行政上の変更があった場合、継続するエージェンシーが別の省庁へ移転することを記録していくことをいう。

ここでは具体例として、「移民」functionで整理されたエージェンシー・インベントリを以下に挙げる¹¹（表中の※印および下線は筆者が挿入）。表中の※印と下線で示した部分がfunctionである。なお、表中の「CA7」などのコードは「Commonwealth Agency」（連邦エージェンシー）として登録されていることを示す。

表1. Inventory of Agencies-Immigration Function
エージェンシーの変遷一覧 — 「移民」function

A. *Departments of State* 連邦政府組織
 (Immigration Restriction ※ 移民制限)
 1901-1916 : CA 7, Department of External Affairs 外務省
 1916-1928 : CA 15, Department of Home and Territories 内務・自治領省
 (Assisted Immigration ※ 移民支援)
 1920-1925 : CA 12, Prime Minister's Department 首相府
 1925-1927 : CA 20, Department of Markets and Migration 市場・移住省
 1930-1932 : CA 26, Department of Transport (I) 運輸省 (I)
 (Restricted and Assisted Immigration ※ 移民制限・移民支援)
 1932-1939 : CA 27, Department of the Interior (I) 内務省 (I)
 1939-1945 : CA 31, Department of the Interior (II) 内務省 (II)
 1945-1974 : CA 51, Department of Immigration 移民省
 1974-1975 : CA 1769, Department of Labor and Immigration 労働・移民省
 1975 + : CA 1955, Department of Immigration and Ethnic Affairs 移民・民族問題省

B. *Other Agencies with Central Functions* 主管するその他のエージェンシー
 (Assisted Immigration ※ 移民支援)
 1921-1925 : CA 2583, Commonwealth Immigration Office, Melbourne メルボルン 連邦移民事務所
 (merged into CA 20, Department of Markets and Transport¹², q.v. 市場・運輸省に吸収)

- 1927-1930 : CA 243, Development and Migration Commission 開発・移住委員会
(migration function transferred to CA 26, Department of Transport, q.v.
Migration function が運輸省に移された)
- 1932-1938 : CA 970, Works and Services Branch, Victoria ビクトリア 事業・サービス支局
(maintained central record of assisted passages; succeeded by CA 972,
Immigration and Passports Office 渡航支援の中央記録の維持; 出入国管理
事務所に引き継がれる)
- (Restricted and Assisted Immigration ※ 移民制限・移民支援)
- 1974-1975 : CA1775, Immigration Group, Department of Labor and Immigration,
Canberra キャンベラ労働・移民省移民グループ
- C. *Regional Offices (this section has been abbreviated, for reason of space)*
省庁の地域事務所 (スペースの関係でこのセクションは省略されている)
- 1901-1946 : Collectors, Sub-collectors of Customs 税関長、副税関長
- 1938-1945 : CA 972, Immigration and Passports Office, Melbourne メルボルン 移民・
パスポートオフィス
- 1945-1974 : State branches of Department of Immigration 移民省州支部
- 1974-1975 : State branches of Immigration Group, Department of Labor and
Immigration 労働・移民省移民グループ州支部
- 1975 + : State branches of Department of Immigration and Ethnic Affairs 移民・
民族問題省州支部
-

ここで、表1にまとめられている時代背景を理解するため、オーストラリアにおける移民政策の歴史について簡単にふれておく¹³。

- ・ 19世紀後半から20世紀半ばまで：有色人種移住制限期（白豪主義）
- ・ 第二次世界大戦後：戦後大量移民政策（経済復興及び国防の目的）
戦争で難民となった欧州系移民の大量受け入れ
- ・ 1970年代：多文化主義政策；家族移民・技術移民・人道移民の受け入れ

表1の移民functionと移民政策の歴史とを照らし合わせてみよう。まず、Aグループの連邦政府組織では、1901～1928年までは外務省および内務・自治領省が「移民制限」のfunctionを担い有色人種の移住制限をする一方で、1920～1927年までは「移民支援」という異なったfunctionを首相府や市場・移住省が担って白人の移住促進を行っていたことがわかる。同時期に、Bグループでは、「移民支援」のfunctionを担っている。1901年のオーストラリア連邦成立後、仮の首都となったメルボルンは順調に発展し、1920年前後には公共交通機関の電化が図られ郊外への転住も進展したという¹⁴。1921～1925年に連邦移民事務所がメルボルンにおかれるが、1925年以降、このfunctionが市場・移住省（Department of Markets and Migration）に移ったのは、公共交通機関の発達に伴う郊外の都市開発推進など、より国家的な権限のもとで政策を実行していたからではないだろうか。

スコットは本表を紹介するにあたり「‘function’の適切な実務上の定義に到達するにはまだいくつかの問題がある」と記している¹⁵。移民政策には、まず人口拡大や労働力増加など

の必要性（目的）があり、そこから「移民受入」という政策（戦略）を決定し、政策実行のために教育環境や労働市場環境の整備、住環境の整備、国民との融和など具体的な施策（戦術）が必要になる。AグループとBグループのfunctionの概念はイコールなのか、一方は非常に広範でもう一方は限定的なのか、この表だけでは読み取ることにはできない。ただ、省庁の地域事務所であるCグループにfunctionが課されていないことから、当時のスコットはシェレンバーク定義にならい、高次で広範な権限をもつ“戦略”レベルをfunctionの概念に設定していたのではないかと推測する。

4 CRSシステムによるfunction検索事例

続いて、NAAのサイト上でCRMシステムによるfunctionの検索をおこなってみよう¹⁶。Advanced Search（詳細検索）画面に表示されるCRSシステムの階層構造図にある各記述要素にカーソルをあてると、その詳細と他の記述要素との関連が表示される。「function」の場合は、「functionとは、政府機関の主要なfunctionや活動を記述したオーストラリア国立公文書館のシソーラスからの用語である」という説明文が表示される（図2）。「function」を選択（クリック）すると、functionの検索画面に遷移する。前節3.2の表1で取り上げた「immigration」を検索してみたところ、置き換え用語として「migration」が表示された（図3）。かつての「immigration function」は、現在では「migration function」に置き換えられており、

The screenshot shows the NAA RecordSearch interface. At the top left is the NAA logo (National Archives of Australia). The page title is "RecordSearch" with a "Login" link on the right. Below the title are navigation links: "Help", "RecordSearch Forum", and "View previous searches". A menu bar contains "Basic search", "Advanced search" (selected), "Name Search", "Photo Search", "Passenger arrivals", and "Newly scanned records". Below the menu bar is a "Welcome guest" message.

The main content area displays the "Commonwealth Record Series (CRS) System" diagram. The diagram is a pyramid with five levels: "All levels", "Organisations", "Agencies", "Series", and "Items". To the left of the pyramid, a box defines "A function" as a term from the National Archives' CRS Thesaurus that describes a major function or activity of an agency. Below this, a box labeled "Functions" has an arrow pointing to "Agencies" with the text "are performed by". A "Search functions" button is positioned below the "Functions" box. To the right of the pyramid, a box lists "Examples:" with "Defence" (Narrow terms: Defence administration, Defence forces, Defence industries etc.) and "Health" (Narrow terms: Health services, Hospitals and clinics, Medical research etc.). A "Commonwealth Persons" box is also present to the right of the pyramid. At the bottom of the diagram, it says "Hover over the buttons for more information about each level. Click to search at that level."

At the bottom of the page, there is a footer with links for "Privacy", "Copyright", "Terms of use", "Accessibility", "Using the collection", "Citation", "Service charter", and "Ask us a question". The copyright notice is "© Copyright National Archives of Australia 2021". The Australian Government logo and "National Archives of Australia" text are in the bottom right corner.

図2. Advanced Searchのトップ画面

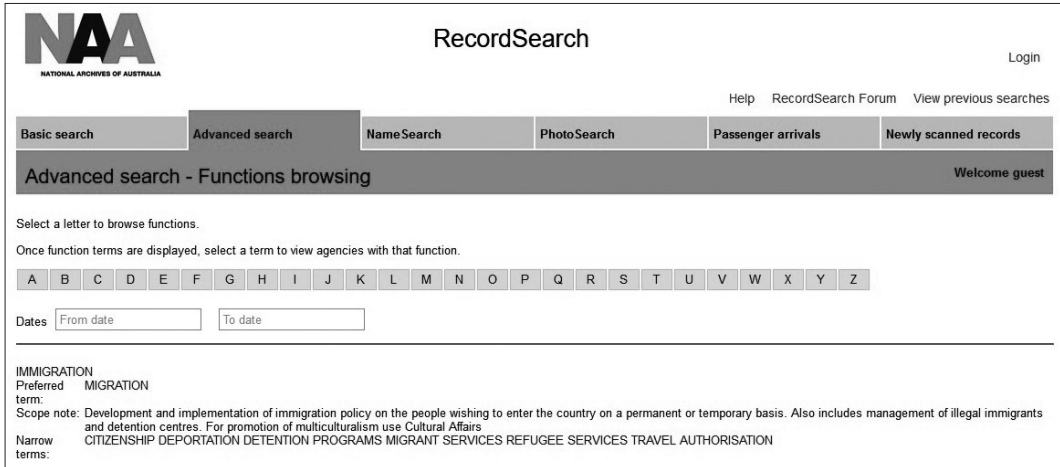


図3. Function 検索画面

説明文に「永住または一時的に入国滞在を希望する人々に対する移民政策の策定と実施。また、不法入国者や勾留施設の管理も含まれる。多文化主義の推進のために文化交流を活用する」(下線は筆者) とある¹⁷。

今回、function 名が「immigration」から「migration」へ変更された時期について筆者の調査が及ばなかったものの、「migration function」の説明文からも従前の「immigration」ではおさまりきれない多様化した移民政策に対応できる用語として「migration」を採用したことがうかがえる¹⁸。

さて、検索画面(図3)に戻ろう。ここで「migration」を選択すると、「migration function」を担うエージェンシー一覧ページ(図4)へ遷移する。

図4の丸でかこんだ部分は、表1のAグループに記載されている「CA15 Department of Home and Territories」(内務・自治領省)である。CA15の行をクリックすると、エージェンシーの詳細記述をみることができる(図5)¹⁹。

図5の丸で囲んだ部分が登録されている内務・自治領省のfunctionである。「migration function」のほかにも市民権、旅券、気象、測量・地図作製などfunctionは多岐にわたる。市民権、旅券などはmigrationとの関連が浅くないように思われるが、独立したfunctionとして分けて編成している点が興味深い²⁰。記述項目のひとつであるエージェンシー・ノートを見ると、1916年12月の行政編成令が定めた内務・自治領省の所管事項が記されているが、それらはfunctionに比べて細分化されている。このことから、省庁等の所管事項がすべてfunctionとして登録されているわけではないことがわかる。

本項では、具体例をあげてfunction記述をみてきたが、編成上のfunctionの概念を理解するためには、エージェンシー記述の項目にあるエージェンシー・ノートに記された行政機関の所管事項、ひいてはエージェンシーに付与された権限とfunctionとの比較・分析をすすめる必要がある。

Select	Agency no.	Agency responsible for the function and date range of agency	Date function with agency	Series recorded
<input type="checkbox"/>	CA 10	Department of Trade and Customs, Central Office (1947 - 1956)	1901 - 1956	Series
<input type="checkbox"/>	CA 12	Prime Minister's Department (1923 - 1925)	1911 - 1971	Series
<input type="checkbox"/>	CA 1390	Australian Migration Office, Cologne [Federal Republic of Germany] (1948 - 1983)	1948 - 1983	Series
<input type="checkbox"/>	CA 1452	Migrant Reception and Training Centre, Benagilla [Victoria] (1947 - 1971)	1947 - 1971	Series
<input type="checkbox"/>	CA 15	Department of Home and Territories, Central Office (1916 - 1928)	1916 - 1928	Series
<input type="checkbox"/>	CA 1697	Australian Migration Office, Sirema [Malta] (1961 - 1989)	1961 - 1989	Series
<input type="checkbox"/>	CA 1769	Department of Labor and Immigration, Central Office (1974 - 1975)	1974 - 1975	Series
<input type="checkbox"/>	CA 1775	Immigration Group, Department of Labor and Immigration, Central Office (1974 - 1975)	1974 - 1975	Series
<input type="checkbox"/>	CA 1812	Immigration Group, Department of Labor and Immigration, Regional Administration, Victoria (1974 - 1975)	1974 - 1975	Series

図4. migration function をもつエージェンシー一覧画面

Agency details for: CA 15																			
Agency number	CA 15																		
Title	Department of Home and Territories, Central Office																		
Date range	14 Nov 1916 - 10 Dec 1928																		
Series recorded by this agency	Series																		
Organisation controlling	14 Nov 1916 - 10 Dec 1928 CO 1, COMMONWEALTH OF AUSTRALIA																		
Location	Victoria																		
Agency status	Department of State																		
Function	<table border="0"> <tr><td>14 Nov 1916 - 10 Dec 1928</td><td>CITIZENSHIP</td></tr> <tr><td>14 Nov 1916 - 31 Dec 1925</td><td>FISHERIES REGULATION</td></tr> <tr><td>14 Nov 1916 - 10 Dec 1928</td><td>METEOROLOGY</td></tr> <tr><td>14 Nov 1916 - 10 Dec 1928</td><td>MIGRATION</td></tr> <tr><td>14 Nov 1916 - 10 Dec 1928</td><td>SOCIAL AND ECONOMIC RESEARCH</td></tr> <tr><td>14 Nov 1916 - 10 Dec 1928</td><td>SURVEY AND MAPPING</td></tr> <tr><td>14 Nov 1916 - 10 Dec 1928</td><td>TERRITORY ADMINISTRATION</td></tr> <tr><td>17 Jul 1918 - 10 Dec 1928</td><td>PASSPORTS</td></tr> <tr><td>01 Jan 1924 - 10 Dec 1928</td><td>SPACE SCIENCE</td></tr> </table>	14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	CITIZENSHIP	14 Nov 1916 - 31 Dec 1925	FISHERIES REGULATION	14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	METEOROLOGY	14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	MIGRATION	14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	SOCIAL AND ECONOMIC RESEARCH	14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	SURVEY AND MAPPING	14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	TERRITORY ADMINISTRATION	17 Jul 1918 - 10 Dec 1928	PASSPORTS	01 Jan 1924 - 10 Dec 1928	SPACE SCIENCE
14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	CITIZENSHIP																		
14 Nov 1916 - 31 Dec 1925	FISHERIES REGULATION																		
14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	METEOROLOGY																		
14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	MIGRATION																		
14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	SOCIAL AND ECONOMIC RESEARCH																		
14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	SURVEY AND MAPPING																		
14 Nov 1916 - 10 Dec 1928	TERRITORY ADMINISTRATION																		
17 Jul 1918 - 10 Dec 1928	PASSPORTS																		
01 Jan 1924 - 10 Dec 1928	SPACE SCIENCE																		
Agency note	The Department of Home and Territories was created on 14 November 1916 and notified in Commonwealth of Australia Gazette No 30, 22 February 1917. It took half of its functions from the Department of Home Affairs [I] (CA 8) which was abolished on that date, these being astronomy, census and statistics, elections, franchise, lands and surveys, meteorology, and seat of government. The remaining functions came from the Department of External Affairs [I] (CA 7) W (More)																		

図5. エージェンシー詳細画面

5 おわりに

以上のように function とは、目的達成のために策定された「政策」（その策定プロセスを含む）といった高次レベルの「戦略」を意味する場合もあれば、政策の実施にむけて落とし込むための「手段・プロセス」といった「戦術」レベルの場合もあり、あるいはさらに実務に近い活動そのものを意味する場合もあることがわかった。オーストラリアの事例では、戦略レベルを function の概念に据えている印象をうけたが、理解を深めるためにはさらなる分析が必要である。

当館がシリーズ・システムを導入し記述の質をより均一化するため、そして日本における「function」の、より汎用的な定義設定に還元するため、本稿をその足がかりとしたい。

註

- ¹ CRS マニュアルは以下で参照可能。https://recordsearch.naa.gov.au/manual/index.htm (2020年12月10日現在)。
- ² Schellenberg, *Modern archives: principles and techniques*, Chicago, University of Chicago Press, 1956, p53.
- ³ Library and Archives Canada の訳語は国立国会図書館のカレントアウェアネス・ポータルに掲載された以下の記事から採用した。
福岡雅史, 「E2335 - カナダ国立図書館・文書館の2019-2020年活動報告」, カレントアウェアネス-E, No. 404, 2020, 公開日2020年12月10日, https://current.ndl.go.jp/e2335 (2021年1月14日現在)。
- ⁴ Sabourin, 'Constructing a Function-Based Records Classification System: Business Activity Structure Classification System', *Archivaria*, 51 (January), 2001, p144.
これは厳密には定義ではなく、function という用語が業務（評価、処分、記録の分類）において、どのように使用されているかについて包括的に説明されたものである。また、ここに挙げた3つの特徴すべてを考慮して使用してもよいし、1つのみを念頭に入れて考慮使用してもよいとされている。
- ⁵ Foscarini, 'Understanding functions: an organizational culture perspective', *Records Management Journal* 22(1), 2012, p21.
- ⁶ 国文学研究資料館編『アーカイブズの構造と編成記述』思文閣出版、2014年、182頁。
- ⁷ Scott, 'Archives and administrative change. Some methods and approaches (Part 1)', *Archives & Manuscripts*, 7(3), 1978, pp. 115-127.; Scott, 'Archives and administrative change. Some methods and approaches (Part 3)', *Archives & Manuscripts*, 8(1), 1980, pp. 41-54.; Scott, 'Archives and administrative change. Some methods and approaches (Part 4)', *Archives & Manuscripts*, 8(2), 1980, pp. 51-69 ; Scott, 'Archives and administrative change. Some methods and approaches (Part 5)', *Archives & Manuscripts*, 9(1), 1981, pp. 3-18.
- ⁸ Scott, 'Archives and administrative change. Some methods and approaches (Part 1)', *Archives & Manuscripts*, 7(3), 1978, p. 115.
- ⁹ Scott, 'The Record Group Concept: A Case for Abandonment', *The American Archivist*, Vol. 29, No. 4, 1966, p. 501.
- ¹⁰ Scott, 'Archives and administrative change. Some methods and approaches (Part 1)', *Archives & Manuscripts*, 7(3), 1978, p. 122.
- ¹¹ 同上, p. 123.
- ¹² 原文ママ。CA20 は Department of Markets and Migration (市場・移住省) の誤り (NAA の Agency 検索で確認)。以下、本文では市場・移住省として記す。

- ¹³ 浅川晃広「第2報告：オーストラリアの移民政策：歴史と現状(関西地域部会, 地域部会報告)」『人口学研究』48巻、2012年、126頁。
- ¹⁴ 野邊政雄「メルボルン小史(その1)」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第152号、2013年、77-78頁。
- ¹⁵ Scott, 'Archives and administrative change. Some methods and approaches (Part 1)', *Archives & Manuscripts*, 7(3), 1978, p. 122.
- ¹⁶ 詳細検索(Advanced Search)は、NAAホームページのトップページ(<https://www.naa.gov.au/>) 上部「Explore the collection」タブにカーソルを合わせ、「Search the collection: Record Search」ボタンから「Record Search」画面へ移行し、「Advanced Search」タブを選択するとアクセスできる(2021年1月12日現在)。図2から図5はすべてNAAのホームページから出典した。
- ¹⁷ Oxford English Dictionary (2nd ed.) によると「immigration」は「The action of immigrating; entrance into a country for the purpose of settling there. Also attributive.」、 「migration」は「The movement of a person or people from one country, locality, place of residence, etc., to settle in another.」「The seasonal movement or temporary removal of a person, people, social group, etc., from one place to another; an instance of this. Also (occasionally)」の意味をもつ。
- ¹⁸ 表1のBグループ「1927-1930: CA 243, Development and Migration Commission 開発移住委員会」の項に「migration functionが運輸省に移された」とあるため、すでに存在していた migration function に統合された可能性もある。
- ¹⁹ 今回は function に焦点をあてるため、記述の一部を抜粋して掲載する。
- ²⁰ immigration function として設定された当初から分けられていたものなのか、のちに統合されたものなのか、今回の調査では明らかにできなかった。

(ちよだ ゆうこ 東京大学文書館)